令和８年度　江戸川区立二之江中学校　人権教育　全体計画

人権に関する法令等

・日本国憲法
・教育基本法
・学習指導要領
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
・人権教育・啓発に関する基本計画
・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
・東京都人権施策推進指針
・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
・人権教育の指導方法等の在り方について
・児童の権利に関する条約
・江戸川区子どもの権利条例　等

学校の教育目標

「いま」「ここ」でがんばる生徒を育てる
一　健康で心豊かな人
一　自ら学び実行する人
一　協力し合い責任を持つ人

人権教育の目標

・人権の意義・内容等について理解する。
自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるようになり、それが具体的な態度や行動に現れるようにする。

目指す児童・生徒像

・自分の大切さとともに、他の人の大切さを認め、思いやりの心を態度に現すことができる。
・集団生活のルールを尊重し、義務や責任を果たす態度を身につける。
・具体的な人権問題に直面した時、それを解決する実践的な行動力を身につける。

目標策定の方針

・自己を活かす力の育成
・自ら学び・考え・判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる。
・体験的活動を通し、自己の生き方を考える。

人権教育に関する指導の実態把握

・社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動、勤労生産活動、職場体験活動など、体験活動を系統的に展開することはできている。
・学校や地域社会の人権上の課題を把握し、教育活動の全体を通して人権教育を組織的・計画的に推進する必要がある。

人権教育を通じて育てたい資質・能力　（知識的側面、価値的･態度的側面、技能的側面）

・自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識を身に付け、役立つ知識とする。
・人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲を育む。
・コミュニケーション能力、違いを認めて受容する能力、協力的・建設的に問題解決に取り組む姿勢を育てる。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

・教育活動全体を通して、人権尊重の精神を培い、いじめや不登校、あらゆる差別や偏見のない教育環境を整える。
・互いを尊重し、思いやりのある生徒を育てるために道徳教育の充実をめざす。
・基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させる。

学年・学級経営

・学年内・学年間の連絡重視
・指導に対する協力体制の確立
・自己の個性や生き方を考えて自らの進路を選択する。
・健全な自尊感情を育てる。
・集団の一員として自覚し、責任をもって行動する態度を育てる。

日常的な指導

・正しい判断力と、相互に違いを認め、他を思いやる心を培う。
・自らの良さを伸ばし、生き方についての自覚を深める。

教科等の指導

自ら課題を発見し、学びあい、互いに高めあい、解決できる能力を養う。

人権教育の年間指導計画作成のための方針

・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の関連を図り、人権教育を効果的に推進するために指導計画を作成し、意図的・計画的に進める。
学級活動…集団成員としての望ましい資質・態度等
生徒会活動…ボランティア活動、自治活動等
学校行事…自主性、協調性、豊かな自己表現力等

教職員の研修

人権教育を組織的に推進する為に、全教職員が人権尊重の理念についての正しい理解と認識を持ち、実践的指導ができるよう研修を行う。

校種間の連携

キャリアパスポートを通じて、自らの成長や振り返りを行い、人権教育に役立てる。

家庭・地域との連携

・保護者会、授業参観
・道徳授業地区公開講座
・学校・学年・学級便り
・ＰＴＡ活動の充実
・学校評議員会　・ゲストティーチャー
・二之江中を愛し育てる会　・ふれあい給食